

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給について

昭和23年7月1日から昭和63年1月27日までの間で、満7歳になるまでに集団予防接種やツベルクリン反応検査を受けた方で、B型肝炎ウイルスに感染された方（これらの方々の相続人を含みます。）には、病態区分に応じて給付金等が支給される場合があります。

給付金を受け取るためには、救済要件を満たしていることと、病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集していただき、国を相手とした国家賠償請求訴訟を提起していただく必要があります。裁判上の和解手続により、救済要件を満たしていることが証拠から確認できた方には、給付金をお支払いします。

*詳しくは、下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

(厚生労働省ホームページ)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/